

# 福島県有機農業推進計画（第2期）中間評価について

平成30年 3月29日  
環境保全農業課

## 1 中間評価の指標

福島県有機農業推進計画（第2期）（以下「計画」という。）の推進事項、指標については下記のとおりである。

### (1) 有機栽培面積の拡大と人材の育成

【指標】 有機栽培面積、生産行程管理者数

有機農業者の人材育成に積極的に取り組むとともに、生産行程管理者の拡大と連携強化に取り組むことにより、有機農産物の作付面積の回復・拡大を目指す。

### (2) 有機農業の産地化に向けた生産販売組織の育成

【指標】 有機農業の生産販売に取り組む組織数、年間販売額が500万円以上の組織  
実需者、消費者等と定期的に一定規模の取引を行う有機農業の生産販売組織を育成する。

### (3) 有機農業推進体制の整備

【指標】 推進体制を整備した市町村数

有機農業を普及するためには、生産、流通、消費に係わる関係者の理解と協力を得ながら推進していく必要があることから、県は、農業者、農業団体、流通関係者等との連携体制を整備するとともに、市町村における有機農業の推進体制について、体制を整備した市町村数が50以上になることを目指す。

## 2 中間実績値について

計画の平成29年度末現在の中間実績値は下記のとおりである。

	推進計画		中間実績値 (H28年)
	H25年現状値	H32年目標値	
有機栽培面積 (ha)	364	400	328
うち有機農産物の作付面積 (ha)	219	325	187
生産行程管理者 (人)	83	102	72
有機農業の生産販売に取り組む組織数	9	15	13
年間販売額が500万円以上の組織	8	14	10
推進体制を整備した市町村数 (※)	32	50以上	46

※下記を満たす市町村

- ・有機農業を担当する職員を配置（専任に限らない）。
- ・地域の有機農業者について把握している。
- ・有機農業を行おうとする新規就農希望者等から相談があった場合に対応できる。

(1) 有機栽培面積の拡大と人材の育成

各農林事務所や有機農業推進室では、新規就農者への支援、実証ほを活用した技術課題の解決などを行ってきたことで、平成27年度以降、約190ha、約70名で推移しており（H27:187ha、74人）、震災以降の減少傾向に歯止めがかかりつつある。

(2) 有機農業の産地化に向けた生産販売組織の育成

各農林事務所や有機農業推進室では、商談会や実需者・消費者向け産地見学会等の開催、生産組織への販路開拓を支援したことで、有機栽培野菜等の青果物を中心に概ね販路が確保され、有機農業の生産に取り組む組織や年間販売額が500万円以上の組織が増加しており、目標は概ね達成できる見込みである。

(3) 有機農業推進体制の整備

有機農業担当者は、市町村担当部署や流通関係者との連携により、有機農業者への技術指導、新規就農者確保、経営安定に向けた支援の取り組みを進めたことで、有機農業に関する推進体制を整備した市町村数は増加しており、目標は概ね達成できる見込みである。

3 推進活動に関する基本方針

本県有機農業推進のため、以下の4点を重点方針に掲げ、6つの主要施策を展開することとしている。

- 重点方針Ⅰ 「担い手確保と栽培面積の拡大」
- 重点方針Ⅱ 「組織間連携による産地力強化」
- 重点方針Ⅲ 「需要の創出による販路の拡大」
- 重点方針Ⅳ 「有機農業推進体制の整備と機能強化」

「重点方針と施策の展開方向の関係」

	応用的技術の実証・確立	有機農業者の確保・育成と実践支援	有機農業経営の安定に向けた販路の確保	有機農業に対する消費者等の理解促進	有機農業推進体制の整備	各地方の実態を踏まえた推進
重点方針Ⅰ	●	●			●	●
重点方針Ⅱ		●	●			●
重点方針Ⅲ			●	●		●
重点方針Ⅳ		●			●	●

4 主要施策における活動内容と今後の方針

(1) 応用的技術の実証・確立

ア より実用性の高い栽培技術の実証・確立

- ・ 県内各地に実証ほ場を17ヵ所設置し（平成27～29年度）、水稻除草技術や病害虫防除等の各地域の課題解決に取り組み、技術の普及を図ってきた。今後も地域の優良技術や新たに開発された技術等は、引き続き実証・展示し、現地へ

の普及に努める。

- ・ 高品質・良食味の農作物栽培技術や栄養成分に関する研究は、有機農業の経営安定化のためには重要な課題であるものの、技術確立には至っていない。また、水稻の有機栽培においては、未だ雑草害により収量が不安定となることが多く、より効果的な除草法の開発が求められており、これら未解決の課題について、今後も技術開発や調査を行う必要がある。

イ 本県の課題に対応した有機農業技術の開発と普及

- ・ 農業総合センターでは、有機JAS適合資材を利用した放射性セシウムの吸収抑制技術の開発や現地実証に取り組み、有機栽培における放射性物質対策技術の普及を進めた。

ウ 地域の有機性資源の循環促進

- ・ 稲わらや籾殻等の有機性資源の循環利用を推進するとともに、これら有機性資源の投入による土壌への影響調査や水稻抑草技術の開発を進めている。



機械除草の現地実証ほ



トマト ソバージュ栽培

## (2) 有機農業者の確保・育成と実践支援

ア 有機農業者に向けた支援

- ・ 各農林事務所や有機農業推進室では、新規就農者及び有機栽培を志向する農業者の相談や就農計画に関する支援を行い、必要に応じ、就農支援制度や補助事業の活用について誘導を図った。また、技術や販路拡大等をテーマに研修会を開催し、有機農業者の資質向上につなげた。

イ 研修体制の充実・確立と組織化推進

- ・ 就農相談を受けた際は、農業短期大学校への研修受講等を誘導しているが、実践的な技術習得の機会が少ないため、農業短期大学校の研修の充実に取り組むとともに、より多くの地域の有機農業者や組織が就農希望者の研修受け入れ先となるよう今後も連携を強化し、体制整備を進める。
- ・ 有機農業者の組織化については、既存の生産者組織の連携を促し、新たな組織が設立されているものの、栽培方式や使用資材等が異なるなど組織化が難しい面もあるため、補助事業の活用による生産施設・機械の共同利用、新規販路の開拓の機会を捉え積極的に推進する。

ウ 有機農業の実践支援

- 平成28年3月に、これまでの本県における研究、実証の成果を取りまとめた福島県有機栽培推進技術資料「有機栽培の手引き（改訂版）」を作成し市町村・関係団体等に配布し、環境保全型農業に取り組む農業者の実践技術向上に取り組んだ。



技術研修会の開催



農業短期大学の新規就農者研修

### (3) 有機農業経営の安定に向けた販路の確保

#### ア 有機農業者の組織化推進

- 各農林事務所や有機農業推進室では、既存の生産者組織及び地元市場との連携を促すための機会を設け、販路開拓を支援したことで、新たな生産組織の設立や県内外の総合スーパーとの新規取引につながった。

#### イ PR・販路確保の取組強化

- 新たな販路創出に向け、青果物を取り扱う地元市場に対し、補助事業活用による有機JAS小分け認証取得を誘導したことで、新たな販路の拡大につながった。今後も、小分け認証の取得を推進し、多様な販路の創出に向けた支援を行う。
- 有機農産物の流通量拡大のため、生産者の有機JAS認証取得費用について補助事業を活用し支援した結果、新規認証取得者の確保につながり、登録認定機関「福島県」の認定事業者は、51事業者となっている（平成29年12月20日現在）。
- 有機栽培米の販路開拓のための商談会を開催し（平成27、29年度）、県内生産者と首都圏等の流通業者の交流により有機栽培米の販路拡大を支援した。また、本県の有機栽培米の紹介チラシを作成、配布し、首都圏の流通業者へ広くPRした。
- 本県有機農産物については、有機栽培野菜等の青果物の販路は概ね確保されてきたものの、有機栽培米については、震災以降、十分に取引が回復しておらず販路確保が依然として課題であるため、今後も実需者等との交流、商談会の開催、本県産有機農産物の情報発信を継続する必要がある。

#### ウ 地域内流通の拡大

- 有機農産物の地域内販路の開拓のため、県内の飲食店・旅館等の実需者を対象に産地見学会を開催し、有機農産物について理解促進を図ったことで、一部の実需者では、新たに有機農産物の取り扱いが開始された。
- 地域内流通であっても、実需者の継続的な農産物の取り扱いのためには、流通業者の協力が必要となるため、今後、生産者、流通業者の連携支援を行い、

販路拡大や継続的な取引につなげる必要がある。

#### エ 需要の創出と取引拡大

- ・ 有機農産物の付加価値を高め、新たな需要の拡大を進めるため、加工業者と連携し、加工品（そば半生麺、コンポート、ピューレ等）の開発支援を行った。また、首都圏における有機農産物PRイベントで試食アンケート調査を実施し、消費者ニーズを加工品生産に反映させることで商品化に結び付いた。



米商談交流会の開催



イチゴの加工品の試作

### (4) 有機農業に対する消費者等の理解促進

#### ア 消費者の理解と関心の増進

- ・ 本県の有機農業の現状や取り組みについて、情報紙「オーガニック通信」等での情報発信を行った。また、パンフレットやポスターを作成し、有機農産物の産地情報や有機JAS認定制度についても県内外の消費者へ情報を発信し、理解促進を図った。
- ・ 県外のイベント等では有機農産物についての関心の高い消費者がいる一方で、理解が不十分な消費者も多く、今後も県内外の消費者への継続的な理解促進に取り組んでいく。

#### イ 有機農業者と消費者の相互理解の増進

- ・ 幼稚園の児童保護者（平成29年度）や将来、栄養士等として活躍が期待される学生（平成27～29年度）、首都圏等の消費者（平成27年度）を対象とした有機農業の産地見学会等を開催し、有機農業への理解促進を図った。今後も、有機農業者や組織と連携し、有機農産物消費拡大のための各種イベントの開催を継続し、消費者への有機農産物の理解を促進する。



学生を対象とした理解促進講座の開催



首都圏でのファーマーズマーケット開催

#### (5) 有機農業推進体制の整備

##### ア 本県の推進体制

- ・ 有機農業推進室を中心に、会津地方、浜通り地方に有機農業推進担当者を配置し、市町村担当部署と連携して新規就農者確保、有機栽培の技術普及、経営安定に向けた支援に取り組んできた。
- ・ 震災以降、有機農業推進担当者の業務が多様化しているため、各農林事務所の協力を得ながら、有機農業推進担当職員と各専門担当普及指導員の連携を強め、効率的な活動を進める。

##### イ 市町村の推進体制整備への支援

- ・ 有機農業をはじめとした環境保全型農業の支援のため、市町村では「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」を作成し、環境保全型農業直接支払交付金を活用すること等で推進体制を整備してきた。
- ・ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」が作成されていない市町村では、環境保全型農業の支援が進んでいないことから、今後、計画作成、環境保全型農業直接支払交付金への取組みを支援し、環境保全型農業を推進する。